

修理・取付作業前確認同意書

本同意書は、修理、取付その他の作業を依頼する者（以下「利用者」といいます。）が、当該作業を行う事業者および担当者（以下あわせて「作業者」といいます。）から、作業範囲、対象物の状態、追加作業、料金、安全および作業後の確認について説明を受け、その内容を理解したうえで作業開始に同意するためのものです。

第1条（適用範囲、個別条件および依頼権限）

- 1 本同意書は、機器、電化製品、通信機器、車両用品、家具、建具、住宅設備、店舗設備その他の物品または設備について行う点検、診断、修理、取付、交換、取外し、組立、配線、設定または調整（以下「本作業」といいます。）に適用します。
- 2 本作業の対象、場所、日時、作業範囲、部品・材料、料金、支払方法、所要時間、保証その他の個別条件は、申込ページ、予約画面、見積書、注文書、作業指示または作業開始前の案内によります。
- 3 個別条件に含まれない作業は当然に本作業へ含まれません。作業者は、利用者が最終的な作業範囲と料金を確認できる状態にしてから作業を開始します。
- 4 利用者は、本作業を依頼し、対象物を作業者へ引き渡し、または作業場所へ立ち入らせるために必要な所有権、使用权、管理権限または正当な承諾を有することを確認します。
- 5 賃貸物件、リース品、会社所有物、共同所有物、メーカー保証中の物品その他第三者の権利がある対象について、必要な承認、原状回復条件または作業制限がある場合、利用者は作業前に確認して作業者へ伝えます。
- 6 利用者が必要な権限を確認できない場合、作業者は、対象部分への作業を保留し、権利者または管理者の承諾が確認されるまで作業を開始しないことがあります。

第2条（対象物の事前確認および作業内容）

- 1 作業者および利用者は、可能な範囲で、型式、数量、設置状態、動作、傷、変色、腐食、劣化、改造、欠品、過去の修理歴および周辺物の状態を作業開始前に確認します。
- 2 作業前の状態を記録するため写真または動画を撮影する場合、作業者は、作業確認、損傷判定、保証または事故対応に必要な範囲で撮影し、広告等の外部公開には別の同意を得ます。
- 3 利用者は、対象物の不具合、異音、発熱、漏電・漏水、事故歴、特殊な設定、改造、メーカー等から受けた注意事項その他安全または作業方法に影響する情報を、知る範囲で作業前に申告します。
- 4 作業者は、予定する点検、分解、加工、穴あけ、配線、接着、固定、部品交換、設定変更、試運転その他の主要な作業内容と、元の状態へ完全に戻せない作業がある場合はその旨を説明します。
- 5 利用者は、作業方法、使用部品、外観、取付位置、配線経路、仕上がり、既存機能への影響その他重要な事項について、作業開始前に質問または希望を伝えることができます。
- 6 安全、構造、メーカー仕様、法令または技術上の理由により利用者の希望どおりに作業できない場合、作業者はその理由と可能な代替方法を説明します。

第3条（分解後の状態、作業限界およびデータ）

- 1 外観から確認できない内部損傷、腐食、配線不良、非純正部品、過去の不適切な施工、構造上の制約その他の状態が、分解または作業開始後に判明する場合があります。
- 2 前項の状態により、予定した修理・取付ができず、追加部品、追加工数、別の専門業者、メーカー対応または対象物の交換が必要となることがあります。作業者は判明後速やかに利用者へ説明します。
- 3 対象物の経年劣化、既存不具合または隠れた状態により、通常の注意を払っても部品が破損し、外観が変わり、または別の不具合が顕在化する可能性がある場合、作業者は判明している範囲で事前に説明し、作業継続の意思を確認します。
- 4 本作業に端末、記録媒体、制御装置、ネットワーク機器その他データまたは設定を保存する機器が含まれる場合、利用者は、可能な範囲で重要なデータ、認証情報および設定を事前にバックアップします。

- 5 作業者が初期化、更新、設定変更、接続解除、アカウント操作または動作確認を行う場合、その必要性と主な影響を説明し、利用者の承諾を得ます。不要な私的データを閲覧、複製または持ち出しません。
- 6 データ消失の危険が通常より高い場合、バックアップが確認できない場合または認証情報が不足する場合、作業者は作業を保留し、代替方法または専門事業者への依頼を案内できます。

第4条(追加作業および安全管理)

- 1 見積りまたは個別条件を超える部品、材料、工数、出張、廃棄、調整その他の追加費用が必要となる場合、作業者は、原則として追加作業前に内容、理由、金額または算定方法および納期への影響を説明します。
- 2 利用者の承諾が得られるまで、作業者は、対象物または周囲の安全を確保するため必要最小限の措置を除き、有償の追加作業を進めません。承諾が得られない場合、可能な範囲で組戻しまたは現状の説明を行います。
- 3 緊急の安全確保のため直ちに措置が必要で利用者へ連絡できない場合、作業者は、人身または重大な財産損害を防ぐため必要最小限の措置に限って行い、実施内容と費用を速やかに報告します。
- 4 利用者は、作業場所周辺の人、子ども、動物、貴重品、壊れやすい物、可燃物その他作業の妨げまたは危険となるものを移動し、作業者が安全に作業できる場所と必要な立入りを確保します。
- 5 作業者は、対象物の電源、火気、重量、高所、粉じん、騒音、工具、車両その他の危険に応じた安全措置を講じ、資格、許可または法定点検を要する作業は必要な要件を満たす者が行います。
- 6 作業者は、危険、設備不足、悪天候、対象物の重大な不具合、権限不足その他安全または適法な実施が困難な事情がある場合、本作業を中止し、延期し、または専門事業者への依頼を案内できます。

第5条(部品、保証、作業完了および引渡し)

- 1 使用する新品、中古、再生、純正または互換の部品・材料について、作業者は、案内された仕様、入手状況および利用者の承諾に従って使用します。代替品へ変更する場合は、重要な相違と料金を説明します。
- 2 部品または取付物の適合性は、対象物の型式、製造時期、既存部品、寸法、電源、通信規格、メーカー仕様その他により左右されます。確認に必要な情報が不足する場合、作業者は追加確認または仮合わせを行います。
- 3 作業保証または部品保証がある場合、その対象、期間、申出方法および対象外となる事由は、作業前または引渡し時に案内された条件によります。メーカー保証その他第三者の保証は、当該保証条件に従います。
- 4 作業者は、本作業の完了時に、実施内容、交換・設定した事項、残る制限、注意事項、取り外した部品、清掃状況および利用者が確認すべき事項を説明します。
- 5 利用者またはその代理人は、可能な範囲で、対象物の動作、外観、取付状態および作業場所を確認し、確認時に分かる未作業、損傷または合意内容との差異がある場合は作業者へ伝えます。
- 6 引渡し後に通常の確認では発見できなかった本作業との不適合が判明した場合、利用者は判明後合理的な期間内に作業者へ知らせます。作業者は対象を確認し、自己の責任範囲に応じて是正、再作業、部品交換、料金調整その他合理的な対応を行います。

第6条(料金、キャンセルおよび未修理時の取扱い)

- 1 本作業の料金、診断料、出張費、部品代、駐車費、処分費、キャンセル料その他の費用は、申込前または作業前に提示された見積り、料金表または個別条件によります。
- 2 点検または分解の結果、修理不能、部品入手不能または費用面から作業中止となった場合、診断、分解、復旧、移動その他実際に提供された作業の料金が発生するときは、その条件を作業前に案内します。
- 3 預かった対象物の保管、引取り期限、連絡不能時の取扱いまたは処分については、法令および事前に明示された条件に従います。作業者は、合理的な連絡と相当期間を設けずに対象物を処分しません。

第7条(損害対応、法令上の権利および同意)

- 1 本作業により損傷または事故が生じた場合、作業者は、作業前から存在した傷・劣化・不具合、通常損耗および本作業に起因する損害を区別して事実関係を確認し、自己の責任範囲に応じて修理、交換、保険対応その他合理的な対応を行います。
- 2 本同意書は、作業者の故意または過失、債務不履行、安全管理上の不備その他作業者が法令または契約上負う責任を免除するものではなく、消費者契約法その他の法令により認められる利用者の権利を制限するものでもありません。
- 3 利用者は、本作業、対象物の状態、作業方法、追加作業、データ、料金、保証および作業後の確認について説明を受け、不明点を質問する機会を得たうえで、自らの意思により本作業の開始に同意します。
- 4 電子的に同意する場合、作業者は、同意者の氏名、連絡先、同意日時、対象物・見積り・作業内容を識別する情報、作業前記録、対象文書の版および同意操作に関する記録を保存します。

以上

私は、上記各条項および作業開始前に案内された個別条件を確認し、本作業の開始に同意します。

同意日: ____年 ____月 ____日

利用者氏名(署名): _____